入札保証金について（納付書納付の場合）

入札保証金の額は、見積もる契約金額の100分の５以上とします。

　また、入札するときに保証金が納付済みであることを証する書類を呈示しなければなりません。

# 納付方法等

1. 納付書の発行を希望する者は、入札参加資格申請時に浦添市市民部市民協働・男女共同参画課まで申し出て下さい。
2. 納付後、銀行等からの領収書（写）は、入札当日に必ず持参下さい。

③入札執行当日に納付しようとする者は、少なくとも入札執行開始の60分前までに申し出ることとします。ただし、入札執行開始時刻までに納付を済ませ、入室していなければ入札に参加することはできません。

※入札保証金の納付は、浦添市が発行する納付書と現金をもって銀行窓口での手続きが必要になるため、早めの申し出と納付を心掛けてください。

# 入札保証金の還付

1. 落札決定後に還付します。但し、落札者の入札保証金は、納付すべき契約保証金に充当することができます。充当しない場合は、契約保証金を徴収した後、先に納付済みの入札保証金を還付いたします。  
   ※落札者は、契約保証金（契約金額の１００分の１０以上）を契約締結前に納付する必要があります。

# 還付方法

1. 還付請求書を浦添市市民部市民協働・男女共同参画課へ提出する。
2. 請求書受理後、約２週間後に指定された口座に振り込みます。